

## 2. 療育・教育の推進

子どもが持って生まれた力を生活の中でどう生かしていくか、子どもの生活の質をどう豊かにするのかの手段が療育であり、幼少時期から障がいの種類や生活環境に応じて、最も適した療育を行うよう努める必要があります。また、教育機関においては、それぞれの教育的ニーズに合った支援体制づくりを図ること、将来的な自立と社会参加を視野に入れた教育的考慮をしていくこと、個々の障がいの程度に配慮した施設を整備していくことなど、総合的な教育環境づくりに努めていく必要があります。

2 療育・教育の推進	2-1 療育の推進	1. 障がい児保育の充実
		2. 相談体制の充実
		3. 療育体制の整備
	2-2 障がいの多様化に対応した教育の推進	1. 特別支援教育の充実
		2. 教育環境の整備
		3. 交流の促進
	2-3 社会教育の充実 (卒業後の学習機会の提供)	1. 学習機会の拡大
		2. 学習の場の提供

## 2-1. 療育の推進

### ◆◇◆現状と課題◆◇◆

障がいの早期発見から早期療育の流れは、障がい児の個々の発達段階に応じた適切な成長を促進するためにも欠かすことはできません。

本市においては、児童デイサービスセンターとして「養護訓練センター」「中之保親子教室」及び「武芸川ことばの教室」の3か所が地域での療育の拠点となり、相談、検診後の経過観察を含め早期療育の機能を果たしてきました。また、保育にかける障がい児の受け入れとして「障がい児保育事業」を実施し統合保育を推進してきました。しかし、軽度発達障がいがある子どもについては、まだ療育の必要性に対する認識が浅いことや、重度の運動発達障がいがある子どもの受け入れがやや困難なこと、保育園に入園後、障がい児を持つ親は孤立感を持ちやすいことなどの課題も多くなっています。

こうした問題を解決するために、専門的知識を有した療育者が将来を見通したアドバイスをするような支援体制が必要です。

幼少期からの交流により障がい者への理解を深めるという観点からも、保育園の受け入れ体制をより充実させるとともに、統合保育をすすめる中で障がい児の保護者が差別や、偏見にさらされることのないように、こころの支えとなるような機能も果たしていくことが求められています。

施策の方向

1 障がい児保育の充実

障がい児一人ひとりの障がいの種類や程度、能力に応じて適切な保育が行えるようにし、重度障がい児においても対応できるように保育士の質の向上と人員の充実に努めます。

2 相談体制の充実

障がい児を抱える保護者が毎日の生活の中で困っていることについて、不安を少しでも取り除くことができるよう、専門知識を持った相談員による相談体制で臨み、保護者の心の支えとなるよう相談体制の充実に努めます。

3 療育体制の整備

養護訓練センターへの通所児童は、発達に遅れのみられる児童をはじめとして様々な問題をもつ児童を受け入れています。そのため、現在の規模では手狭であるため、養護訓練センターの分散化を含めた適切な場所の選定をすすめていきます。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
児童デイサービスセンターと保育園などとの連携	保育園や幼稚園に通いながら養護訓練センター等に通所する児童に対し、発達に応じた適切な療育が受けられるように、また、現在保育園、幼稚園に通っている中で、養護訓練センター等への通所が必要と考えられる児童の早期発見のためにも療育者の定期的な園訪問を実施していきます。
専門家の確保	現在の養護訓練センターにおいては通所児童が多数のため、一人あたりの指導にかかる時間が少なくなっています。今後さらに療育体制を充実するため、障がいに関する専門的知識を総合的に有した職員の確保に努めます。
研修体制の整備	指導員の研究会や研修会への参加を促進するなど、資質の向上に努めます。
療育施設の分散化	現在の施設規模に対して児童数が多いことや、通所に支障が見られるといった問題の解消を図るため、場所あるいは施設の選定等をすすめます。

## 2-2. 障がいの多様化に対応した教育の推進

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

社会環境の変化や障がいの重度化・重複化などは、障がい児教育のあり方にも大きな影響をおよぼしています。心身に障がいがある児童や生徒の教育については、将来をたくましく生きぬく力を育てるため、個々の障がいの種類・程度や能力・適性及び発達段階などに応じて、よりよい教育環境を整え、適切できめの細かい教育を行うことが大切です。

本市では、各障がい児の社会的自立の力を育むために、各学校を中心に保護者との十分な連携の下で、きめこまやかな教育を推進しています。適正就学にあたっては、「就学指導委員会」や「就学指導部会」及び各学校では、「校内就学指導委員会」で協議し適切な対処を図っています。また、障がいの種類や程度に応じて適切な教育が受けられるように、保護者に対して十分な理解を得られるようにしています。また、特別支援奨励費補助、施設整備を行いながら、障がい児と障がいを持たない児童の学習環境を整備してきました。

今後とも一人ひとりの発達を支援するきめ細かな教育を推進することが重要です。

施策の方向	—————
-------	-------

### 1 特別支援教育の充実

教職員を対象とした夏季研修講座（市教育委員会主催）の一層の充実を図るなど、一人ひとりの障がいの種類や能力・適性及び発達段階に応じた教育を推進していきます。

個人の能力・適性に応じた適切な教育を受けられるように軽度発達障がいなど障がいのある児童・生徒に対し、特別支援教育アシスタントを配置し、個別支援体制の充実を図るなど、生涯にわたって一人ひとりが自己実現を図れるように努めます。

## 2 教育環境の整備

適切な学習活動ができるように各種諸団体と連携を図りながら推進します。

## 3 交流の促進

各学校においては、特別支援学級の児童・生徒が交流学級と一緒に学習する時間を設けています。今後においても、障がい児の特性に合わせ、規定の範囲内のできる限り交流をすすめていきます。

## 主な取り組み

主要事業名	事業内容
適性就学事務 (適正就学指導委員会)	障がいを持つ児童生徒及び就学前幼児に対し、一人一人の発達や障がいなどの状況に応じた適正な就学の指導を行います。
特殊教育就学奨励事業	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、必要経費の一部を負担していきます。
就学指導の充実	障がい児が、その能力や適性に応じた学習環境で学習が行えるように、適正就学指導の際に児童の社会性を十分加味できるように保育、療育機関との連携を密にとりながら指導を行います。加えて、個々の障がい児の能力・適性が的確に把握できるよう、特別支援教育指導員が学校訪問するなど、きめ細かな就学支援を進めていきます。
学校内の交流	特別支援学級が設置されている学校では、できるだけ障がい児と障がいを持たない児童が共に過ごす時間を設け、交流の中で障がい児や障がいについて理解が深まるようにします。また、同じクラスの中での学習が可能な障がい児については、障がいに配慮しながら、学習方法を工夫します。
養護学校体験入学	適正就学の時期に保護者とともに、養護学校の見学などを行い、保護者の養護学校への関心を高めるなどの支援をします。

## 2-3. 社会教育の充実（卒業後の学習機会の提供）

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

障がい者一人ひとりが社会とのつながりをもち、生涯にわたって自己の充実と生活の向上を図り、能力の開発と可能性を追求することにより社会的自立を図ることが大切です。近年特に、障がいを持たない人も含め、パソコン教室への参加希望が高まっています。障がい者のパソコン教室への思いは、単に趣味としての自己完結的なものではなく、情報の入手手段の獲得や雇用機会を拡大するなどの更なる社会参加を後押しするものとしてとらえられています。

本市においては、生涯学習の拠点施設としての機能を果たす、「わかくさ・プラザ」を中心に、障がい者を対象とした様々な学習機会の拡充を図るとともに、障がい者と障がいを持たない人が共に参加し、障がい者についての理解をより深めることができるような学習環境の充実が重要です。

施策の方向
-------

---

## 1 学習機会の拡大

障がい者の学習に対する意欲と、学習の機会を通じた交流の希望を充足できるようにするため、障がい者ニーズに応じた教育内容の充実とともに、現在行われているプログラムに障がい者が参加しやすいように、受け入れ体制の整備を図ります。

## 2 学習の場の提供

生涯学習の場として「わかくさ・プラザ」が整備されたことによって、障がい者の利用しやすい施設として、また、障がい者と障がいを持たない人が共に学びあう場として、中心的な役割を担っていけるような施設の活用拡大に努めます。

## 主な取り組み

主要事業名	事業内容
社会教育関連ボランティアの組織化	障がい者の学習機会を保障するため、参加の際の介助ボランティアを組織するとともに、講師としてもボランティアの参加をすすめます。